

## 次期第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

本県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカによる農林業被害等が依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を実施していく必要がある。このため、本県の第13次鳥獣保護管理事業計画の中で、これら4獣についての第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

### 次期第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

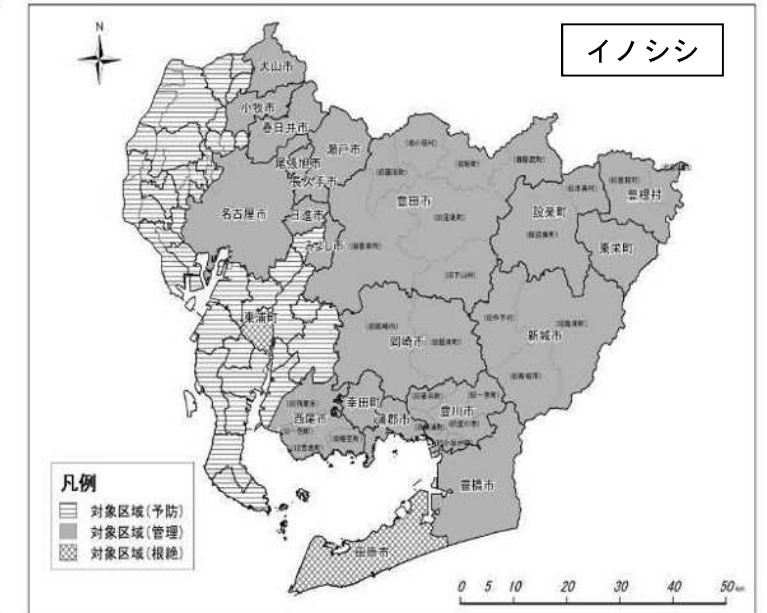
※ゴシックは、今回変更した事項

項目	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル*1	カモシカ*1、2
計画期間	<b>令和4(2022)年度～令和8(2026)年度</b>			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の減少 <b>(1万頭まで減少)</b></li> <li>・生息密度の減少 <b>(5頭/km<sup>2</sup>以上のメッシュ数を3割減少)</b></li> <li>・分布の拡大防止、縮減</li> <li>・農林業被害、生態系被害の未然防止又は減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の減少</li> <li>・分布の拡大防止、縮減</li> <li>・農業被害の未然防止又は減少</li> <li>・豚熱による被害の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>群れの加害レベル*3の減少</b>(農業被害の未然防止又は減少)</li> <li>・分布の拡大防止、縮減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業被害の未然防止又は減少</li> </ul>
対象区域	<b>18市町村</b> 名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	<b>54市町村</b> (分布の有無に関わらず、県内全域を指定し、迅速な対応を可能とする。)	<b>10市町村</b> 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	<b>17市町村</b> 名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、設楽町、東栄町、豊根村
エリア区分及び対策	<b>類型Ⅰ：定着防止</b> <b>類型Ⅱ：重点的な捕獲</b> <b>類型Ⅲ～Ⅴ：重点的な捕獲、防除対策の徹底</b>	<b>予防エリア：侵入防止</b> <b>管理エリア：重点的な捕獲、防除対策の徹底</b> <b>根絶エリア：根絶</b>	<b>区分なし</b> (群れごとに加害レベルを判定、管理方針を検討)	区分なし
目標を達成するための主な対策				
捕獲目標頭数	<b>6,000頭以上</b> を目安に、毎年度、生息状況、農業被害等を踏まえ設定 (現計画：5,000頭目安)	毎年度、生息状況、農業被害等を踏まえ、設定 <b>(高い捕獲圧*4を継続)</b> (現計画：10,000頭目安)	加害群を対象とし、 <b>群れごとの捕獲目標</b> を毎年度、 <b>加害レベル等</b> の状況を踏まえ設定	加害個体又はその可能性の高い個体を排除することとし、毎年度、 <b>農林業被害</b> の状況を踏まえ設定
狩猟緩和	延長(2/16～3/15) 捕獲数の上限は、 <b>無制限</b>	延長(2/16～3/15)		
休猟区	狩猟が可能な特例休猟区に原則指定 (現在は休猟区はなし)	狩猟が可能な特例休猟区に原則指定 (現在は休猟区はなし)		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許取得者の増加(狩猟免許制度のPR、狩猟免許試験の開催)</li> <li>・狩猟免許所持者の技術向上(狩猟免許所持者向け講習会の開催)</li> <li>・<b>錯誤捕獲及び市街地出没の防止、感染症(人獣共通感染症、豚熱等)への対策</b></li> <li>・<b>関係者の連携強化(連絡協議会*5の活用)</b></li> </ul>			

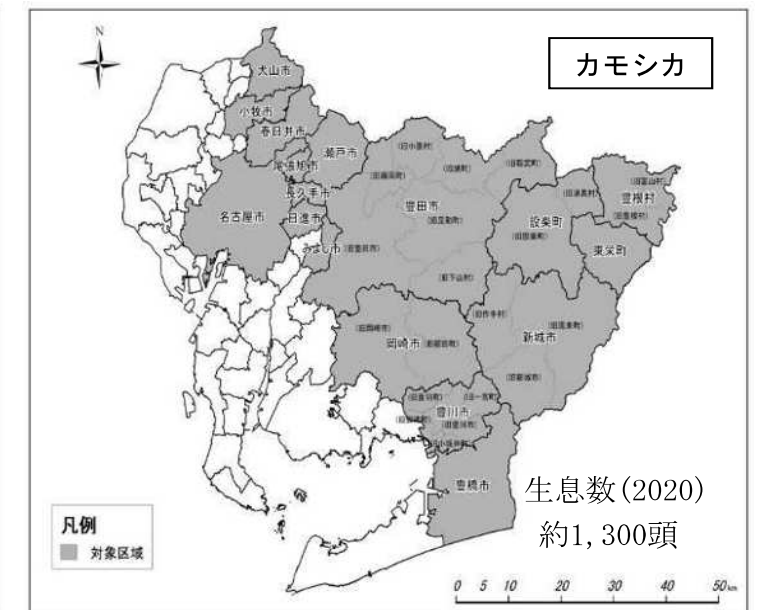
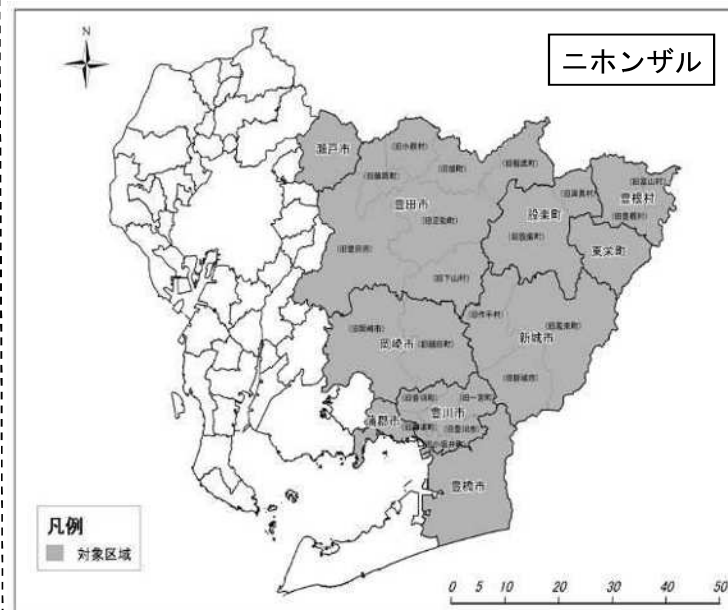
### 対象区域図



○エリア区分について(ニホンジカ)  
 類型Ⅰ：分布の最前線  
 長らく分布していなかった地域で、現在分布は確認されているものの、定着(メスジカ)が確認されていない地域  
 類型Ⅱ：新たに定着した地域  
 長らく分布していなかった地域で、現在は分布及び定着(メスジカ)が確認されている地域  
 類型Ⅲ～Ⅴ：従来からの分布域



○エリア区分について(イノシシ)  
 予防エリア：分布が確認されていない地域  
 管理エリア：在来個体群が分布している地域  
 根絶エリア：移入個体群が分布している地域



\*1 狩猟対象外  
 \*2 特別天然記念物  
 \*3 群れの出没規模・頻度、集落や人への加害状況等から総合的に判定される指標  
 \*4 以前は約15,000頭程度であった生息数は、2018年度以降、豚熱により大幅に減少していると考えられる。現状として、具体的な捕獲目標数は設定できないが、被害防止のため、積極的に捕獲する必要がある。  
 \*5 愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会(県関係部局、市町村、関係団体で構成)

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカ）の主な変更点

1 ニホンジカ

ポイント：生息数、生息密度に係る数値目標の設定、捕獲の強化、分布の最前線での定着防止

項目	現行計画	次期計画
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業被害等の未然防止又は減少</li> <li>・個体数を削減し、生息密度の減少</li> <li>・生息分布の縮減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の減少（1万頭まで減少）</li> <li>・生息密度の減少（5頭/km<sup>2</sup>以上のメッシュ数を3割減少）</li> <li>・分布の拡大防止及び縮減</li> <li>・農林業被害の未然防止又は減少</li> <li>・生態系被害の未然防止又は減少</li> </ul>
対象区域 エリア区分	重点管理エリア（6市町村） 岡崎市、豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊田市の一部 拡大防止エリア（3市） 豊橋市、蒲郡市、豊田市の一部	類型Ⅰ（7市）：分布の最前線 名古屋市、春日井市、小牧市、犬山市、尾張旭市、日進市、長久手市 類型Ⅱ（2市町）：新たに定着した地域 瀬戸市、幸田町 類型Ⅲ～Ⅴ（9市町村）：従来からの分布域 豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
捕獲目標	5,000頭/年度	6,000頭以上/年度
狩猟制限	1日あたりオス2頭、メス無制限	1日あたりオス、メスともに無制限
その他	狩猟期延長、メスジカ捕獲促進	狩猟期延長、メスジカ捕獲促進

2 イノシシ

ポイント：現在分布のない地域を含め、全県的な対策の実施、豚熱対策を記載

項目	現行計画	次期計画
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害等の未然防止又は減少</li> <li>・個体数を削減し、生息密度の減少</li> <li>・生息分布の縮減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の減少</li> <li>・分布の拡大防止及び縮減</li> <li>・農業被害の未然防止又は減少</li> <li>・豚熱による被害の防止</li> </ul>
対象区域 エリア区分	重点管理エリア(6市町村) 新城市、設楽町、東栄町、豊根村、岡崎市の一部、豊田市の一部 拡大防止エリア(7市町) 豊橋市、瀬戸市、春日井市、豊川市、蒲郡市、豊田市、犬山市、幸田町、岡崎市の一部、豊田市の一部 根絶エリア(1市) 田原市	予防エリア（32市町村）：分布がない地域 管理エリア、根絶エリア以外の県内全域 管理エリア（20市町村）：在来個体群の分布域 名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村 根絶エリア（2市町）：移入個体群の分布域 田原市、東浦町
捕獲目標	10,000頭/年度	高い捕獲圧を継続
その他	狩猟期延長	狩猟期延長、豚熱対策の記載

3 ニホンザル

\*ゴシックは主な変更点

ポイント：市町村単位の管理から群れ単位の管理への転換

（群れ単位の管理の第一歩として、加害レベルを判定するための情報、具体的な方法を明記）

項目	現行計画	次期計画
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害等の未然防止又は減少</li> <li>・加害群の除去又は減少</li> <li>・生息分布の縮減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群れの加害レベルの減少（農業被害の未然防止又は減少）</li> <li>・分布の拡大防止及び縮減</li> </ul>
対象区域 エリア区分	重点管理エリア(6市町村) 新城市、設楽町、東栄町、豊根村、岡崎市の一部、豊田市の一部 拡大防止エリア(6市) 豊橋市、瀬戸市、豊川市、蒲郡市、岡崎市の一部、豊田市の一部	エリア区分なし(10市町村) 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村 *群れ単位での管理を目指す。
捕獲目標	加害群を対象に設定	加害群を対象に、群れごとの捕獲目標数を、加害レベル等の状況を踏まえて設定
その他	・加害レベル及び捕獲方法について言及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村単位の加害レベル情報の記載</li> <li>・加害レベル判定方法、調査用様式の記載</li> <li>・加害レベルに応じた捕獲方法、追い払い、追い上げ方法を明記</li> </ul>

4 カモシカ

ポイント：近年増加している農業被害に対応するため、農業被害の防止に係る内容を明記

項目	現行計画	次期計画
目標	・林業被害等の未然防止又は減少	・農林業被害の未然防止又は減少
対象区域	エリア区分なし(9市町村) 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	エリア区分なし(17市町村) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、設楽町、東栄町、豊根村
その他	・林業被害を防止するための対策を記載	・農林業被害を防止するための対策を記載